

第 3 2 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月7日（金）午後3時00分～午後3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸 栄一 係長 國府田 諭 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 87号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第 88号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 42号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第32回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第32回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号10番横山正行委員、同じく1番島田信成委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第87号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第87号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和2年2月7日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。2月4日、1班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第88号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第88号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年2月7日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては3ページから6ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>7番（高田）</p>	<p>7番高田です。2月4日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字石打字社氏地内、案内図は資料の3ページ、付近状況図は4ページを参照してください。申請地には現在住宅が建っており、農地法の許可を得ずに増築した部分があったことが判明したため、本申請に至るものです。周辺農地への支障は無いと思われれます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>

会長（天谷）	<p>続きますして議案第 8 9 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。1 番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第 8 9 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和 2 年 2 月 7 日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7 ページから 1 0 ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きますして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
4 番（天谷雄）	<p>4 番天谷です。2 月 4 日に事務局と 1 班で行いました。申請地は大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料 7 ページ、付近状況図は 8 ページを参照してください。申請地は現在、家庭菜園として利用されている様子でした。第 1 種農地に当たりますが、不許可の例外である集落接続に該当するものと思われまます。1 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2 番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1 1 ページから 1 4 ページを参照してください。以上です。</p>

会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
3番（松島）	3番松島です。2月4日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は管理されていましたが、作物は作られていませんでした。第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するものと思われます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、15ページから18ページを参照してください。以上です。
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
3番（松島）	3番松島です。2月4日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は雑種地や山林に囲まれ、農地としては利用しにくい場所でした。大規模指定集落内に位置しています。また農地区分は、公共施設近距離区域内農地の為、第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願

3番（松島）	<p>します。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第42号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>報告第42号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年2月7日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、19ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第32回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年3月9日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 横山 正行

委員 島田 信成

